

令和6年度

財政援助団体等監査報告書

大口町監査委員

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査実施団体

(1) 対象団体 (公益社団法人) 大口町コミュニティー・ワークセンター

(2) 所管課 健康福祉部長寿ふくし課

3 監査の実施日時

令和6年11月8日(金) 午前9時30分から午前11時30分まで

4 監査の場所

大口町役場3階第5委員会室及び大口町コミュニティー・ワークセンター

5 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度に大口町が交付した補助金に係る出納、その他事務の執行状況

6 監査を実施するために要した期間(監査通知日から実施日まで)

令和6年8月26日(月)から令和6年11月8日(金)まで

7 実施した監査手続き

提出された監査調書、関係書類等を基に、大口町から公益社団法人大口町コミュニティー・ワークセンターへの令和4年度、令和5年度の補助金が法令に従い、適正に手続きされているか。交付された補助金は、その目的に沿って明確に、かつ、成果を上げる事業に活用されたか。

また、所管課の長寿ふくし課においては、成果の確認事務や指導・監査が適時行われていたかに主眼を置き、書面による審査と関係者からの説明聴取等を交え、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

第2 公益社団法人大口町コミュニティー・ワークセンター

1 監査対象の概要

(1) 事業の目的

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業

務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図り、併せて再就職が困難である等の理由により一時的な就業を希望する中年者の就業機会の確保を図ることにより、高齢者及び中年者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としている。

(2) 事業の概要

- ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者及び中年者（以下「高齢者等」という。）のために、これらの就業の機会を確保し及び組織的に提供する事業
- イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための職業紹介事業
- ウ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための一般労働者派遣事業
- エ 高齢者等に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
- オ 高齢者等の就業に関する調査研究及び相談を行う事業
- カ 高齢者等の安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業
- キ センターの活動等について周知を図る事業
- ク その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

平成3年10月1日設立し、事務所を丹羽郡大口町下小口六丁目48番地1に置き、理事11人、会長・副会長各1人、監事2人、委員（班長会10人・安全委員会6人・顧客満足度向上委員会6人）、事務局（事務局長以下6人）で構成されている。平成25年4月1日から公益社団法人となる。

2 監査の観点

次の3点に主眼をおき、それぞれの関係帳簿・書証類との照合、その他通常実施すべき監査手続により実施した。

- (1) 補助金交付手続き及び時期は適切か。
- (2) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (3) 事業は目的に沿って効果的に実施されているか。

3 大口町からの補助金の執行状況

大口町が、大口町高年齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱に基づき支出した補助金を、次のとおり執行している。

(単位：円)

交付目的	令和4年度		令和5年度	
	総事業費	うち補助金額	総事業費	うち補助金額
シルバー事業				
人件費	31,871,903	16,510,000	33,702,516	17,087,000
運営費	76,476,633	430,000	80,325,058	430,000
小 計	108,348,536	16,940,000	114,027,574	17,517,000
中年者就業事業				
人件費	220,491	0	264,126	0
運営費	2,688,920	0	3,110,497	0
小 計	2,909,411	0	3,374,623	0
合 計	111,257,947	16,940,000	117,402,197	17,517,000

4 監査の結果及び意見

- (1) 補助金に係る手続き等には、指摘する大きな改善事項は見当たらず、会計処理も適正に執行されていると認めた。
- (2) 監査の際、指摘又は討議した細部の事項については、関係課との協議も含め、今後の課題として検討され、実効ある改善を望む。

第3 健康福祉部長寿ふくし課

1 監査の観点

公益社団法人大口町コミュニティー・ワークセンターに対する補助金に係る事務の執行が、法令等に基づいて適正に行われているか、また、適宜指導が行われているかに主眼を置き実施した。

2 監査の結果及び意見

- (1) 補助金の根拠である大口町高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱に基づき、概ね適正に事務手続きが進められていることを確認した。
また、県監査及び長寿ふくし課の指導監査も適宜実施されているものと認めた。
- (2) 監査の際、指摘又は討議した細部の事項については、関係課との協議も含め、今後の課題として検討され、実効ある改善を望む。